

九州(九州地区公立学校事務長会)

(令和4年8月1日現在)

役 職 名	氏 名	学 校 名	T E L	〒	学 校 所 在 地
会 長 熊本県会長	濱 田 敏 彦	熊本県立 熊本西高等学校	096-329-3711	860 0067	熊本市西区城山大塘5丁目5-15
副 会 長 長崎県会長	岩 永 正 弘	長崎県立 長崎南高等学校	095-824-3134	850 0834	長崎市上小島4-13-1
副 会 長	吉澤 美保子	熊本県立 熊本農業高等学校	096-357-8800	861 4105	熊本市南区元三町5丁目1-1
事務局長	名 川 徹	熊本県立 鹿本高等学校	0968-44-5101	861 0532	山鹿市鹿校通3丁目5-1
会計監査	早 田 正 博	長崎県立 長崎鶴洋高等学校	095-871-5677	850 0991	長崎市末石町157-1
会計監査	野 崎 公 明	熊本県立 宇土高等学校・宇土 中学校	0964-22-0043	869 0454	宇土市古城町63
理 事 福岡県会長	生 田 千 博	福岡県立 東筑高等学校	093-691-0050	807 0832	北九州市八幡西区東筑1-1-1
理 事 佐賀県会長	森 園 明 広	佐賀県立 鳥栖工業高等学校	0942-83-4134	841 0051	鳥栖市元町1918
理 事 長崎県会長	岩 永 正 弘	長崎県立 長崎南高等学校	095-824-3134	850 0834	長崎市上小島4-13-1
理 事 熊本県会長	濱 田 敏 彦	熊本県立 熊本西高等学校	096-329-3711	860 0067	熊本市西区城山大塘5丁目5-15
理 事 大分県会長	臼 木 雅 彦	大分県立 大分上野丘高等学校	097-543-6249	870 0835	大分市上野丘2丁目10番1号
理 事 宮崎県会長	兒 玉 博 喜	宮崎県立 宮崎大宮高等学校	0985-22-5191	880 0056	宮崎市神宮東1丁目3番10号
理 事 鹿児島県会長	脇 田 清 幸	鹿児島県立 鶴丸高等学校	099-251-7387	890 8502	鹿児島市薬師2丁目1番1号
理 事 沖縄県会長	新 城 薫	沖縄県立 コザ高等学校	098-937-3563	904 0011	沖縄市照屋5-5-1

九州地区

- 1 名 称 九州地区公立学校事務長会
- 2 設 立 昭和 53 年 8 月 18 日
- 3 会 則

九州地区公立学校事務長会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は九州地区公立学校事務長会と称する。

(目 的)

第2条 本会は学校事務と事務長の職務について、会員相互の知識と経験の交換を行い、学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校の管理運営のための調査、研究に関する事項
- (2) 会員の教養と社会的地位の向上に関する事項
- (3) その他本会の目的達成に必要と認める事項

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長在任校に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は、九州地区公立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の事務長をもって構成する。

第二章 役 員

(役 員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	2 名		
理 事	8 名	事務局長	1 名	会計監査	2 名

(役員の職務)

第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務の運営について審議するとともに、会員相互の連絡に当たる。
- 4 事務局長は本会の庶務、会計を掌理する。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の選出)

第8条 会長、副会長及び会計監査は、総会において選出する。

- 2 理事は、各県会長がこれに当たる。
- 3 事務局長は、会長在任県より会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 三 章 機 関

(議決機関)

第10条 本会に次の議決機関をおく。

総 会 理事会

- 2 総会、理事会の議決は出席者の過半数によるものとする。

(総 会)

第11条 総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

- (1) 役員の選任と承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

- 2 総会を開き難い場合は、理事会を以てこれに代えることができる。ただし、次期総会において承認を得るものとする。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会に付議すべき諸案件その他重要事項について審議する。

第 四 章 会 計

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第14条 本会の会費は、会員1名当たり年額2,000円とし、請求書を受領後1か月以内に、各県において取りまとめ納入するものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は6月1日から翌年5月31日までとする。

附則 (平成7年6月7日)

- 1 会費年額1,300円を2,000円に改定し、平成8年4月1日から施行する。

附則 (平成11年6月10日)

本会の名称を九州地区公立高等学校事務長会から九州地区公立学校事務長会に改称し、平成11年8月1日から施行する。

附則 (平成19年12月7日)

第5条、第10条、第11条及び第14条の改正規定は平成20年4月1日から適用する。

九州地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会の開催時期について
(全国公立高等学校事務職員協会九州支部研究協議会との申し合わせ)

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 九州地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会 | 6月第1週 |
| (2) 全国公立高等学校事務職員協会九州支部研究協議会 | 6月第2週 |
| 《参考》九州地区高等学校PTA連合会大会 | 6月第3週 |
- (九州地区高等学校PTA連合会申し合わせ)

令和３年度 事業報告書

年月日	事業内容等
６月 ２日	第４３回九州地区公立学校事務長会 第２回理事会・総会リモート開催
７月 ２日	第１回全国事務長会理事会（リモート）
８月２７日	第２回全国事務長会理事会（リモート）
８月２７日	全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会（リモート）※後半延期
８月２８日	宮崎県から鹿児島県へ「業務引継」（書類送付）
１０月 １日	令和４年度九州地区公立学校事務長会表彰者の推薦依頼
１０月 １日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会における各県照会事項の事前調査の依頼
１０月 １日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会における研究発表者及び研究発表題の報告依頼
１０月 １日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会における校種別研究協議「協議題」の依頼
１０月 ８日	全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会（リモート）※再開催
１１月２６日	九州地区公立学校事務長会 「第１回理事会」（リモート（会場：鹿児島市～各県会場）
１２月 ３日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会における研究発表原稿、研究協議原稿、研究集録原稿の提出の依頼
１２月 ３日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会におけるパネリストの氏名報告の依頼
１２月 ３日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会における各県照会事項の回答の依頼
令和４年	
３月２２日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会の後援の依頼（鹿児島県教育委員会、鹿児島県公立高等学校長協会、鹿児島県特別支援学校長会）
４月 ５日	令和３年度九州地区公立学校事務長会表彰者の追加推薦の依頼
４月 ５日	令和３年度全国公立学校事務長会表彰者の推薦の依頼
４月 ５日	令和３年度役員名簿の作成の依頼
４月 ５日	第４４回九州地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会（鹿児島大会）の開催の依頼（九州各県教育委員会、九州各県会長、九州各県校長会長、九州各県学校長）
５月１８日	令和４年度全国公立学校事務長会表彰者の推薦書の提出（全国事務長会）
６月 １日	九州地区公立学校事務長会「会計監査」の実施 監事（鹿児島県立武岡台高等学校、熊本県立宇土高等学校）
６月 ２日	九州地区公立学校事務長会第２回理事会、研究協議会並びに総会の開催（一部参集とリモートのハイブリッド方式：YouTube 配信を含む） ※会場：鹿児島市～各県サテライト会場

令和4年度 事業計画

本会は、会員相互の知識と経験を基に組織の強化を図り、会則第3条の目的を達成するために、次の事業を計画し推進する。

- 1 第45回九州地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会を開催する。
- 2 全国事務長会並びに各ブロック事務長会等の組織と密接な連携を保ち、適切な処遇改善が図られるよう関係当局と協議する。
- 3 公立高等学校等の事務長の職務・職制に関する研究を推進し、併せて学校経営の改善・課題に取り組み、各県の情報交換を行う。